

平成30年度 富士宮市中部地域包括支援センター 事業計画

1. 運営方針

本事業は、地域住民の心身と健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を適切に行う事により、地域住民保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

2. 富士宮市中部地域包括支援センターの設置

1. 相談支援拠点の確保

- 1) 相談支援の拠点として地域包括支援センターを以下のように設置する。

名 称	富士宮市中部地域包括支援センター
使用施設	デイサービスセンターいちばん星
施設所在地	富士宮市淀川町35-15

2. 事業地域

- 1) 生活圏域 大宮中（万野1区・万野2区・万野3区・万野4区・宮原1区・外神東区・万野希望区）
富丘（宮原区・淀師区・淀橋区・大中里区・青木区・外神区・青木平区）

3. 相談受付時間及び時間外対応

- 1) 相談受付 : 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜・祝日除く)
- 2) 夜間・休日 : 専用の電話回線にて法人本部へ転送し対応

4. 職員配置

- 1) 社会福祉士の資格を有する者 1名
- 2) 保健師の資格を有する者 1名
- 3) 主任介護支援専門員の資格を有する者 1名

3. 業務内容

本事業の目的を達成するために、富士宮市中部地域包括支援センター(以下「センター」という。)は、基本的な運営方針に基づき、担当圏域において次に掲げる業務を行うものとする。

なお、当該業務は、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第108001号・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知)に沿って実施することとする。

(1) 総合相談支援

ア 総合相談

- (ア) 相談がつながりやすくなるよう、地域の社会資源への周知、実態把握、情報収集等を行う。
- (イ) 地域に住む高齢者等に関する様々な相談を全て受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的に支援するとともに、必要に応じてセンターの業務に継続していく。
 - ・ 相談内容の把握(インテーク)
 - ・ 緊急性のスクリーニング
 - ・ 課題の明確化
 - ・ 支援計画の作成・実行

イ 地域包括支援ネットワーク構築

地域包括ケアの推進に向けて、関係行政機関はもとより、地域包括支援ネットワークとして連携がひつような関係者や関係機関と段階的にネットワークを構築する。

- (ア) 地域特性の理解
- (イ) 地域ケア会議の活用
- (ウ) 地域の社会資源の把握および活用
- (エ) 地域のネットワークの把握
- (オ) 地域のネットワークの活用及び構築
 - ・ 担当地域の民生委員児童委員協議会活動に参加する。
 - ・ 担当地域の地区社会福祉協議会活動に参加する。
 - ・ 協議体と連携する。
 - ・ 地域寄合い処と連携する。

ウ 実態把握

担当する圏域における現在の高齢者及び地域の状況を把握し、得られた情報はセンターが実施する様々な業務に活かすとともに、市と協働し地域における施策に反映していく。

(2) 権利擁護業務

- ア 高齢者虐待の防止及び対応

- (ア) 高齢者の身近な地域の専門機関として、相談を受け、厚生労働省高齢者虐待対応マニュアルに基づき、市と連携して迅速かつ適切な対応を行う。
 - (イ) 高齢者虐待の早期発見・早期対応のみならず、高齢者虐待の予防や解消のための必要な支援を行う。
- イ 消費者被害の防止及び対応
- 富士宮市消費生活センターと定期的に情報交換を行うとともに、民生委員や介護支援専門員等介護サービス事業などに情報を提供し、被害の未然防止を図る。
- ウ 判断能力を各状況にある人への支援
- (ア) 判断能力の常況等に応じて、成年後見制度の活用を図る。
 - (イ) 成年後見制度の円滑な活用のため、関係機関と協力を図り、地域住民への啓発活動を行う。
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ア 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備
- (ア) 地域包括支援ネットワークを活用しながら、介護支援専門員が中心となって包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるように、①関係機関に関する情報提供、②関係機関への周知、③意見交換等の場の設定、④情報共有のためのルールづくりなどの方法で、地域における関係機関と介護支援専門員との連携体制の構築を支援する。
 - (イ) 事例検討会や研修を実施し、介護支援専門員等の実践力向上を支援する。
- イ 介護支援専門員への個別支援
- (ア) 必要に応じてサービス担当者会議の開催を支援する。
 - (イ) ケアプラン及び具体的な支援内容に対する助言を行う。
- ウ 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携を図る。
- (4) 介護予防ケアマネジメント
- ア 介護予防・生活支援サービス事業に関するケアマネジメント業務
- (ア) 基本チェックリストから介護予防・生活支援サービス事業対象者(以下「事業対象者」という。)に対して、十分な説明を行いサービス利用について同意を得る
 - (イ) 適切なケアマネジメントを行い、サービス内容を決定し、必要に応じてサービス担当者会議を開催する。
 - (ウ) 自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント(以下「ケアマネジメントプラン」という。)を作成し、同意を得た上でサービス事業者にサービス提供を依頼する。
 - (エ) 実施状況を適宜モニタリングし、サービス事業者との調整を図る。
 - (オ) 一定期間サービスの提供後、対象者の目的達成度や改善状況の評価を行う。
 - (カ) サービス事業者からの報告を参考に、対象者の状況を再アセスメントし、ケアマネジメントプランを変更する。
- (キ) 本業務は、利用者との契約及び国民健康保険団体連合会への請求業務を除き、地域包括支援センター運営協議会が認めた指定居宅介護支援事業所に委託して行うことができる。この場合の委託料は、富士宮市が指定する介護支援費の9割とする。
- (ク) 指定居宅介護支援事業所に委託する際は、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないようにすること。
- (ケ) 要介護者に対する指定居宅介護支援事業所の紹介を行う際には、正当な理由なしに、特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないように公正性・中立性の確保に努めること。
- イ 予防給付に関するマネジメント業務
- (ア) 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」(平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331018号)を遵守し、圏域内の要支援者への介護予防支援業務を行う。
 - (イ) 本業務は、利用者との契約及び国民健康保険団体連合会への請求業務を除き、地域包括支援センター運営協議会が認めた指定居宅介護支援事業所に委託して行うことができる。この場合の委託料は、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」による介護予防支援費の9割とする。
 - (ウ) 指定居宅介護支援事業所に委託する際は、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないようにすること。
 - (エ) 要介護者に対する指定居宅介護支援事業所の紹介を行う際には、正当な理由なしに、特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないように公正性・中立性の確保に努めること。
- ウ 給付管理業務、介護予防ケアマネジメント費の請求
- (ア) 事業対象者で介護予防・生活支援サービスの指定事業者のサービス利用者については給付管理業務を行うため、国民健康保険団体連合会へ請求する。介護予防ケアマネジメント費の請求は、市に対して行う。

(イ) 要支援者で、介護予防・生活支援サービスの指定事業所のサービスのみの利用者については、介護予防ケアマネジメント費の請求を市に対して行う。なお、要支援者で予防給付のサービスを利用している場合は、給付管理も介護予防支援費も国民健康保険団体連合会へ請求する。

(5) その他業務

- ア 認知症総合支援事業 認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。
- イ 在宅医療・介護連携推進事業地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を市と協働し推進する。
- ウ 生活支援体制整備事業生活支援体制整備を目的とした協議体及び生活支援コーディネーターと地域ケア会議で出た地域課題や地域資源の状況等を共有し、地域の特性に応じた生活支援等サービスの体制整備を図るため連携する。

4. 記録と報告

- (1) センターにおいて実施した事業については、必ず記録を取り市に報告する。なお、実施報告書は、会議開催後速やかに提出すること。
 - ア 介護予防事業実施報告書
 - イ 総合相談に関する報告書
 - ウ 地域ケア会議開催情報報告書
- (2) 地域ケア会議については、開催計画書及び実施報告書を市に報告する。なお、実施報告書は、会議開催後速やかに提出すること。
- (3) その他委託業務の実施状況について市から報告を求められた場合は随時報告する。

5. その他

- (1) 他のセンターとの情報交換や事例検討を行うために、市等が開催する各種会議に参加する。
- (2) センターの所在を明らかにする表示を施設の内外において行うこと。
- (3) 職員は、訪問等地域活動を行う際、センターの責任において作成したセンター職員であることを証明する身分証明書を常に携帯し、提示を求められた際には提示すること。